ワンルーム条例　協議の流れ　　※近隣への周知の流れもありますのでご注意ください

事前相談　住環境課、みどり公園課、文京清掃事務所　（区民課は事前相談不要）

↓

協議申請書提出

頭紙には押印不要ですが、添付の委任状には建築主の押印が必要です。

正１部、副３部※、控１部
※申請内容により副４部

↓

各課と協議

・住環境課
・みどり公園課
・文京清掃事務所
・区民課　等

約２週間

協議完了

住環境課にて各課協議内容をとりまとめ
事業者へ協議済通知書提出の案内

↓

協議済通知書の提出

正１部・事業者控１部

↓

建築確認申請

変更等がない場合

変更等があった場合、所管課に相談

↓

協議変更届の提出　**建築主と代理人の押印が必要です。**

↓

条例に基づく完了届の提出　　**建物使用規則等の提出**

正１部・事業者控１部

↓

検査日の日程調整後

各課にて完了検査の実施

住環境課、みどり公園課、文京清掃事務所、区民課等にご連絡のうえ、完了検査の日程調整をしてください。

↓

工事完了検査合格後

事業完了確認通知書の発行